

## 第111回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：令和2年8月27日（木） 11:00～12:00

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、大橋洋一部会長代理、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、  
勢一智子構成員

〔政府〕 宮地俊明内閣府地方分権改革推進室長、加藤主税内閣府地方分権改革推進室参事官

※地方三団体の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和2年の提案募集方式に係る重点事項について（地方三団体からのヒアリング）

地方三団体から意見聴取の後、質疑応答を行った。地方三団体からの説明及び主なやりとりは次のとおり。

（高橋部会長）まず、全国知事会から説明をお願いしたい。

（全国知事会）1ページについて、第10次地方分権一括法が成立し、地方分権改革を着実に前進させて頂いていることに重ねてお礼を申し上げます。今年は、とりわけ義務付け・枠付けの見直しの提案がたくさんある。この点を中心に説明させていただくので、迅速な御対応をよろしくをお願いしたい。

2ページだが、義務付け・枠付けについては、第2次・第3次勧告に従い見直すことが必要とされているが、まだいろいろと残っており、条例委任された場合でも「従うべき基準」がかなり使われているため、地方側の自由度が高まっていないという意見が多い。これらが提案の中心になっているところ。

3ページについて、義務付け・枠付けの見直しに係る提案は、「従うべき基準」以外で14件、うち、重点事項が星印をつけている10件だが、その中で主だったものを4件ほど拾い上げて申し上げます。1点目は病児保育に関わる職員配置基準の緩和について、職員配置については、いろいろな形で今まで提案されてきたが、なお残っているということ。2点目は、障害者割引についての市区町村の証明事務が法令の根拠なく求められている。NHKの受信料でかなりの数が来てしまっているという話があった。3点目は、家畜伝染病に係るワクチン接種の民間獣医師による実施を可能とする見直し。昨年、豚コレラがあったことを踏まえて出てきた意見である。4点目は、法律等に基づく計画策定について実質的に義務付けとなっているという意見があった。私も元は役所側にいたので分かるが、過去の法律に倣って法律をつくると、いわば再生産されてしまう。また、内閣法制局へ持ち込むときに、必要的法律事項、つまり、権利義務関係を左右する、義務付けや許認可、場合によっては権利を制限する事項がなければ法律にならないという行政的な発想があり、一時は都道府県に対し計画策定を義務付けることが必要的法律事項の柱であったりした。それももちろん意味があつてそうになっているわけだが、それが前例となって再生産されると、策定すべき計画がどんどん増えてしまう。義務付けられた都道府県において計画を策定することについて、運用の実態を1つだけ申し上げると、委員会を作り、先生方に御指導頂きながら計画を作ることになるが、特に私が在勤していた比較的小さい県では、計画に次ぐ計画で、委員会を作ってもいつも同じ方にお世話になるといったことが繰り返されている。もちろん計画を策定し、様々な新しい分野の行政に臨むこと自体は大変大きなことであるが、計画策定を義務にするかどうかという問題は一考していただきたい。

次に、3ページ下段の「従うべき基準」に関する提案について、1点目が保育所における保育室等の居室面積に関する基準の見直しについて、2点目が幼保連携型認定こども園の園庭に関する基準の見直しについて、3点目がICT等の活用による介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の人員に関する基準の緩和について、4点目が訪問看護ステーションの看護師等の人員に関する基準の見直しについて提案が寄せられているところである。

4ページについて、以上を総括すると、職員の資格・配置、面積基準を中心に「従うべき基準」が多く使われ、提案としても過去からこれだけの件数が寄せられてきているところであり、根本的な議論をぜひお願いしたい。

5ページについて、「従うべき基準」を含めて、第3次勧告後にも新たに義務付け・枠付けが設けられて

いるので、ぜひ、地方分権や地方行政を担う各府省において、法令協議等を通じた十分なチェックをお願いするとともに、政府における「チェックのための仕組み」の確立をお願いしたい。昭和のことを申し上げますと、法令協議担当室は国と地方との関係での良し悪しについては、かなり厳しくやっていた時代もあったように思っている。新しい時代における法令協議や各府省との折衝ということもお考えいただけたらと思う。

6ページについて、法律又は政令に基づかない義務付け・枠付けが存在しているということで、例えばNHKあるいは有料道路の障害者割引に係る証明事務が、事実上ほぼ全部市町村に来ているという話がある。また、今年には新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する話がある。提案として期限に間に合ったものは兵庫県から出されている管理番号229及び230であり、既に部会で色々とお聞きいただいていると思うが、基本的対処方針という法律や政令そのものではないもので国への協議が義務付けられている。それに加えて、提案には間に合わなかったが、全国知事会として新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言や会議における提言をいくつか行っている、それを付け加えることをお許しいただきたい。

7ページについて、緊急提言の中で出てきているのは、現在の新型インフルエンザ等対策特別措置法に十分でない点があるという話である。一例を申し上げますと、保健所が疫学調査をし、健康観察をするということだが、疫学調査に関して感染された方の協力が得られない場合や、健康観察中であっても自宅待機していただきということを振り切って外出される場合にそれを防止できないといった問題がある。あるいは、事業者への要請に実効性のある担保がないということ。食中毒発生のような場合と少し違った仕組みとなっているため、実効性、即効性がない仕組みであるとの指摘がある。まとめると、国と地方の役割分担や責任の所在を明確にし、都道府県知事が十分な裁量を持って活動できるようにしていただくとともに、保健所や事業者への措置について実効性のある法的措置を講じてほしいといった点について要望してきている。1点付け加えると、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により地方公共団体が処理することとされている事務は同法第74条で法定受託事務として位置付けられているが、基本的対処方針という政府で決定された事項には適切に判断して対応してほしいという趣旨の規定がいくらか設けられている。そうした法体系、法の運用となっている。したがって、今、実際に各地では、各都道府県が中核市以上の保健所設置の団体と協力し、国の指導を仰ぎながら事に当たっている。誰もが前例のないことを手探りでやってきている状況であるが、これまでの経過を見ると、全国一律ではなく、それぞれの地域で感染対策を講じることが適切であり、実際にそのように対応してきている。

9ページにあるとおり、こうした各地における実情の差を考慮した形で感染症対策の仕事ができるように、法制度も考えていただきたいというのが、先日行った全国知事会新型コロナウイルス対策検証・戦略ワーキングチームで出た意見である。

一例を付け加えると、10ページにあるとおり、今、感染症の状態がどうなっていて、自分の都道府県はどれだけ厳しい状態にあるかを都道府県民の皆様にお知らせすることも、各地が工夫して行っている。繰り返しとなるが、国も地方も誰もが経験したことがないため、とにかく手探りで頑張っている。しかも時間のない中でやっていることであるため決して誰の責任でもない我々は思っているが、その上で、実態と制度面について、これから先、改めていろいろとお考えいただきたい。それが全国知事会の出しているコロナ関係の提言で意図するところである。そのような提言も含めて、義務付け・枠付けを中心に、ぜひ今年も引き続き御指導いただきたい。

(高橋部会長) 次に、全国市長会から御説明をお願いしたい。

(全国市長会) 15ページについて、事務・事業の権限移譲をするに当たって共通の検討をしていただきたい事項ということで、従来から申し上げていることでもあるが、1点目が、手順・スケジュール、人員配置等の具体的な明示について。2点目が財源の移譲について。3点目が職員の人材育成・確保について。4点目がマニュアル等、技術的助言について。特に財源の問題や、市町村の現場では技術的職員の数などに限界があることから、技術や専門性を有する人材を育成・確保するため、都道府県との連携も大事であるが、ぜひ国からも研修や職員派遣など必要な支援をお願いしたい。

16ページについて、重点事項の提案数が52件、市長会の意見が43件という形でまとめている。そのうち、都市自治体からの意見の数が多かったもの、市長会のほうで意見を付したものを中心に、次ページ以降で

説明する。

17ページの「子ども・子育て」分野の管理番号15は、先ほど知事会からも話があったが「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更、具体的には保育室等の居室面積の話である。これについては、去る6月の合同会議で長野県の三木須坂市長から話をさせていただいた。現場の市長の立場として、保育所ならば当然、毎年度事情が変わる中で、そのときそのときの子供たちや保護者に責任者としてベストな状態を届けていきたいと思っているが、せっかく耐震化して構造を強化したのに、児童の増加に対応した人員配置をしようとする、「従うべき基準」の問題が出てくるとするのは非常に悩ましく、責任者としては心苦しいということをご発言された。参酌基準にすると守らなくていいと現場の市町村は考えるとか、そういう見方をされている部分もあるのかもしれないが、国の基本的な基準や方針は、市町村がしっかりと住民に対して責任を持って行政を進めていくためには大事なもので、それをはなから従わなくてもいいのだと考えているわけではない。現場では、参酌基準をそのように考えていることを、この機会に御理解を賜ればありがたい。

18ページ及び19ページが「医療・福祉」の分野である。管理番号123の有料道路における障害者割引の是正及び管理番号173のNHK放送受信料の話について、私どもの意見も付しているが、非常に現場の声は強い。強いという意味は、何もこの制度に反対とか必要ないとか、そういうことを申し上げているわけではなく、もちろん市町村としても協力していかなくてはいけない立場にあるが、いかんせんアナログ的なやり方の問題である。障害者手帳は発行しているのだから、NEXCOでその確認だけでできないか。また、NHKも、受信料の徴収に当たり、それを全部市町村で証明をして出さなくてはいけないのか。ETC化が推進されている中で、料金所の手間等の話を聞くこともあるが、そういう状況にあるからこそ、根本的な事務の在り方をどのように考えていくか、所管省のほうで事業者と共に考えていただき、協議する機会をぜひお願いしたい。さらに、これから私ども都市自治体は行政のデジタル化、事務の効率化の一環として、情報システムの標準化を進めていく必要がある。そうすると、障害者福祉事務なども重要な事務であるので、その標準システムの構築についても国のほうでも進めていただければいいものと思っているが、その中で今回のようなアナログ的な部分にどう対応していくか、という問題は出てくる。こういう機会に前へ進むような方向をぜひ考えていただきたい。

21ページが「行政手続の効率化」の分野である。管理番号211の生活保護法に基づく指定医療機関の変更届について、市町村を経由して事務を行っていることの見直しをお願いしたい。多くの自治体から意見が出てきており、経由事務に全く意味がないとは言わないが、ケースワーカー等が現場対応に追われる中で、自分たちがなぜそうした処理をしなくてはいけないのか、これは自分たちを通さなくともきちんと回っていくのではないかと、問題ないのではないかと、ということであろうと考える。一律に全ての経由事務がどうかまでは申し上げられるところではないが、少なくともこういった意見が多くあるということをご認識いただければありがたい。また、管理番号215の心身障害者扶養共済制度の問題である。これは本人確認情報の提供体制の見直しとのことであるが、この制度自体に異論があるというのではなく、基本的には福祉医療機構を中心として全国一律の制度になっているのだから、提案に挙がっている部分も含めて、全面的な事務改善、事務の効率化が図られるのではないかとということであり、先ほどの障害者減免の話とも似ているところがあるが、私どもとしても色々な事務の標準化を進めていかなくてはいけない中で、個々の団体が円滑に運営できるよう検討の場を設けて進めていくきっかけにしていきたい。

少し飛んで24ページ以降について、今回、従来の重点事項に加えて、重点募集テーマということで、補助金関係、デジタル化関係と設けていただいている。まず、補助金については交付に当たっての事務作業の効率化や実勢単価等の単価差の話について、従来より問題提起しているところである。今回挙がっている中では、例えば、24ページの管理番号105に補正予算による国庫補助金に係る繰越手続の簡略化。国の会計上きちんとやらなくてはいけないという意義は分かるが、国の補正予算があり、自治体でも予算対応が出てくる。コロナの関係で補正予算も多岐にわたる中で、こうした部分について各府省には更なる配慮や検討を進めていただきたい。加えて、この後デジタル化の関係でも出てくるが、オンライン申請等の手続の関係もお願いしたい。また、補助金関係で特徴的なものが管理番号226の史跡等購入費国庫補助の話と管理番号238の多面的機能支払交付金の話。管理番号226は補助の活用をもっとさせていただきたいという

もの。自治体からすればありがたい補助金でもあるので、もう少し活用範囲、特に史跡の保存管理、維持管理をするためにということで、この場合は間伐だったり廃棄材を加工販売できれば、財源も生んで、史跡維持のための予算確保になっていくという現場ならではの声だと思う。管理番号238番の多面的機能支払交付金も、地域の環境保全のためにいろいろ活用させていただいているところではあるが、所管省のほうで、いろいろ事業をPRしていきたいとか、事業効果もしっかり把握したいという理由もあろうと思うのだが、毎年様式が頻繁に更新されて、特に民間の方等を相手にするときには結構な負担になってくる。ある意味細かな話ではあるが事務負担としては馬鹿にならないので、一定のフォーマットで安定的にやっていただければありがたい。

25ページのデジタル化の関係である。これからマイナンバー並びにマイナンバー制度の活用ということで、それに合わせて各省庁のほうでも検討が進められると思うので、ここに挙がっているようなことも含めて、私ども地方とも連絡や情報共有を密にして進めていただければと思っている。

その中で、先ほど来の補助金との関わり合いで一つ申し上げると、26ページの社会資本整備総合交付金について、各自治体で十分活用させていただいており、交付手続、申請手続等についても、所管省でもいろいろな検討や改善もしていただいているようであるが、やはり今回コロナの関係もあって、オンライン申請をしても、結局、ハンコの関係やアクセスキーの話なども出ているが、時間ギリギリに県庁に持っていったということがある。この辺は事情もあるかと思うので、このことだけを捉えてというわけではないが、先ほど来申し上げているとおり、デジタル化の推進はこれからしっかり進めていかなくてはいけない部分である。社会資本整備総合交付金は、省庁の回答でも、各種申請で用いる紙書類については廃止、システム上のみで手続が完了するようシステムの機能改修の検討を進めているという前向きな回答もいただいているので、モデル的な意味も含めて積極的に推進していただくような後押しをぜひお願いしたい。ICTの活用ということで、私ども都市自治体も事務事業の効率化を図りながら、福祉サービス、各種住民サービスの向上に努めていきたいと考えているので、ここで挙がっている意見について御検討をぜひお願いしたい。

(高橋部会長) 次に、全国町村会から御説明をお願いしたい。

(全国町村会) 28ページについて、全体の団体数、提案件数の昨年との比較である。全体的に新型コロナ感染症対策等により、団体数、件数が落ちている状況だが、市町村においては、特に10万円の特別定額給付金の準備等の影響があったと考えている。内閣府事務局において、事前相談の情報提供を新たに始めていただいているようで、共同提案に結びつくことを期待している。また、第10次分権一括法が成立したが、その中で、平成26年度からお願いしていた、町村による都市計画決定に係る協議における都道府県の同意の廃止が実現した。高橋先生をはじめ皆様に感謝する。

29ページから、町村の重点提案を簡潔にお話しさせていただく。表の上段だが、保育士の就業状況等の届出の努力義務化について。これは、既に法律で届出が努力義務化されている看護師や介護福祉士と同様に、離職時の届出を努力義務化していただきたいということである。これにより、適切な求人、求職のマッチングが更に加速することで、保育人材が現場に十分に確保されると思っている。次に下段のオンライン資格確認システム情報を利用した国民健康保険のことだが、オンライン資格確認システムで自動的に資格の切り替えが行われれば非常に便利である。第1次回答で、厚生労働省のほうからも前向きに検討しているということであるので、よろしくお願いしたい。

30ページの国民健康保険における高額療養費申請手続の簡素化に係る年齢制限の撤廃について。平成28年の提案により、既に70歳から74歳までの被保険者の高額療養費については簡素化してもよいということで、簡素化をしているところであるが、この年齢制限を撤廃してほしいということであり、簡素化の対象を広げるということである。第1次回答では慎重に見ていく必要があるとの回答をいただいているが、70歳から74歳まで実際にやっているわけであるから、支障がなければ撤廃していただきたい。

31ページの市町村のがん検診、マンモグラフィ検診における医師の立会いの不要化である。これについては、胸部X線撮影と同様に、医師の立会いがなくても実施できるようにしていただくことが提案団体の意向である。第1次回答では、関係者の意見を聞きつつ対応の可否について検討を進めていきたいとのことであったが、これについても提案が実現されるようお願いする。また、障害者総合支援法に基づく居住

地特例対象施設の拡大である。これは介護施設が障害者総合支援法に基づく居住地特例施設に位置付けられていないことから、介護施設所在の市町村に負担を強いることになっている。これについても、ぜひ、市町村あるいは住民の立場からも現場の実態に即した対応をお願いしたい。

32ページについて、先ほど市長会のほうからもお話があったが、NHK放送受信料免除申請に係る市町村の証明事務の廃止について。これについては、市町村の証明事務を廃止して、市町村の負担を軽減してほしいということと、日本放送協会への持参だけではなく、郵送による申請制度も整備をすべきではないかということ。そうすれば利便性も向上するため、積極的な検討をお願いしたい。また、農地利用最適化推進委員に係る定数の参酌基準化である。これについては、提案団体は上限まで推進委員を置いているが、農地の地理的状況から、それ以上の配置が可能となるよう定数基準の参酌化を求めている。先生方からも現場での期待が高い制度である以上、検討をお願いしたいということを言われている。ぜひよろしくお願いしたい。

33ページの社会資本整備総合交付金制度に係る押印文書の電子化。これは市長会からも話があったが、前向きをお願いしたい。

34ページの郵便局において取り扱わせることが可能な事務の要件緩和について。住民異動届、印鑑登録の申請、公的証明書の交付の意思決定や代理請求についても郵便局において取り扱えるようにしてほしいということである。総務省の第1次回答では、転出届や印鑑の廃止の申請の受付は良いが、転入届等は駄目だという話もあるが、事務を取り扱うのは一緒のことであるので、ぜひ、このあたりは全て郵便局でできるような形にしてはどうかということである。なお、先生方から、会計年度任用職員についても言及されているところであるので、よろしくお願いしたい。

36ページの、心身障害者扶養共済制度について。これはオンラインでやれば良いのではないかとということで、市長会からもお話があったが、ぜひよろしくお願いしたい。

37ページからは町村からの提案を掲載している。重点事項ではないがよろしくお願いしたい。まず、埼玉県のときがわ町だが、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業である。この事業については、市町村が実施主体となり、都道府県で予算を計上する間接補助の形態となっている。ぜひ、市町村へ直接補助を可能にしていきたいということで提案している。これについて国交省の第1次回答においては、災害対策基本法上の観点から、直接補助が適当でないと言っておられるが、直接補助は制度的にはほかにもいろいろあるので、これだけがどうしても災害対策基本法上駄目だという話ではなく、他の法律も含めていろいろ検討していただきたい。

38ページの配偶者から暴力を受けた被扶養者の取扱い等に係る適用範囲の拡大である。配偶者から暴力を受けた被害者から申出があった場合、健康保険の被扶養者から外れることができる取扱いが通知等で定められている。これは法律上の配偶者から暴力を受けたということで、法律上の根拠にしてあるが、配偶者からのDVだけでなく、配偶者以外のDV被害者にも拡大することが提案団体の意向である。第1次回答では、何が適切なのかといった観点で整理が必要との回答をいただいている。DVの加害者と被害者は必ずしも配偶者関係とは限らない。こういうことも含めて提案が実現されるようお願いしたい。法律の関係もあるが、そういう観点からもよろしくお願いしたい。

次に、開発許可における道路の歩車道の分離に係る基準について、地方公共団体が条例で緩和することを可能とする見直しをしてはどうかということ。都市計画法で、開発区域内の幅員9メートル以上の道路は歩車道が分離されていることと規定されている。要するに、全国一律で最低限従わなければならない。ただ、やはり地域によっては違うこともある。提案団体からは、住宅や商業地域、学校、医療福祉施設からは遠く離れ、地域住民が歩行者として立ち入ることはあり得ないといったことや、団地内の従業員は自動車を移動手段としており、道路を歩いての移動は想定できないといったことでも歩道を設けなければならないと言われている。国交省の第1次回答では、最低限の基準として設けられているものであり、基準の緩和は困難だと言われている。それぞれの地域によって事情は異なるので柔軟に対応していただく必要があると思うので、これに沿った検討をお願いしたい。

39ページは、山梨県の道志村からであるが、農業用水路の災害復旧に係る手続の簡素化である。河川法のただし書において、農業用水路の使用により損失を受けないことが明らかである者については、河川管

理者は、この場合は県だが、関係河川使用者への通知等を省略することが認められている。しかし、県から河川使用者の水利保護を理由に、河川法に基づいた対応をきちんと踏襲してくださいということを言われているようである。それでなかなか工事が進まないということがあったとのことである。こういったことから、国と県の間で河川法の解釈に相違がないよう、この災害復旧に係る運用の明確化をしていただきたいということである。国交省の第1次回答はいただいている。ぜひとも前向きに検討を行っていただきたいと思う。

40ページは、平成30年度に全国町村会を含め三団体が提案をして御対応頂いたものである。右下の赤枠で、自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る許可の在り方については、実態やニーズの動向等を検証しつつ、引き続き検討することとされている。ぜひ、フォローアップをよろしく願いたい。

最後に、41ページから42ページにかけて、全事項に共通して国に対処を求める意見を添付している。特に、地方への全国一律の計画等の義務付け等により、地方公共団体の裁量の確保が狭まっており支障が出ているから、よろしく願いたい。今回、内閣府事務局において、義務付け・枠付け及び類似条項の洗い出しや整理を行っていただくことに感謝している。ただ、整理、公表にとどまらず裁量が阻害されるような法令の増加を抑止できるような具体的な仕組みや方策等も必要であると考えている。あわせて、深い検討をしていただくようお願いしたい。また、有識者会議のメンバーである坂口町長も発言していたが、調査・照会業務についてもお願いしたい。計画策定の努力義務化、民営化に伴い、各省庁がその状況等を把握するために、調査照会業務が更に増えている。ぜひ、この件についても、見直していただくようお願いしたい。

(高橋部会長) それでは、質疑を行う。まず「従うべき基準」について、知事会からルール化の話があったが具体的なイメージはどのように考えているか。

(全国知事会) 我々としては、今までの勧告に従った形でということだが、その後もどんどん新しいものができているので、どこかでチェックをかけて、勧告の基準に沿っているかを確認してから新しいものが生み出される形にしていただけないかという議論がある。

(高橋部会長) 何らかのチェック機構、どこかでチェックする仕組みを、何か政府の中で設けてほしいといった話か。

(全国知事会) 然り。

(伊藤構成員) 全国市長会にお伺いするが、資料の18ページの一番下の有料道路における障害者割引制度の是正について、NHKの受信料と含めて1次ヒアリングをやってみたが、仕組みを維持する上でコストをどこが負担するかという問題を巡って、打開策は個人的にはすごく難しい案件だと考えている。この有料道路における障害者割引制度の是正の御意見のところ、「障害者手帳の写しを添付させるなどすれば対応可能なはず」という意見が出ているということだが、例えばETCを使って割引するときにも、車両の登録が必要になっていて、国交省等が言っているのは偽造の問題が非常に深刻であるということである。それを防止するために、現行ではこういう制度を取っているのだというような意見があり、そのハードルをクリアしないと恐らくこの問題は解決しないところだと思う。市の関係の方々からすると具体的にどういう方策を考えられるのかということも、もし今の時点で御存知であれば教えていただきたい。

(全国市長会) 今、御質問があったところまでを踏まえた意見は上がってきていないと思われる。確かに今後進めていくとなるとETC等を前提とした議論になるというのは確かにそのとおりだと思うが、市町村からすると偽造の問題があるということまでは把握していない場合もあると思われる。先ほどあったコストの話はあると思うが、協議の場を設けるなどの議論もしていく必要があると思う。

(大橋部会長代理) 障害者割引の制度については、まず考え方として、今まで市町村が実施していた福祉サービスにプラスアルファするようなことをやってあげているといった受け止め方が事業者側にあるように思う。そうではなく、事業者が提供するサービスについて、自分たちとして障害者の方に対しこうした仕組みを設けるのだという自主的な考え方に変えていただかなければ少し難しいのだろうと思うところがある。今までの沿革で来てしまっているということがあり、技術的に問題になるのが偽造などのおそれの問題があり、なかなか難しいところがある。こうした提案が出てきているので、偽造の恐れがあるからとい

われて簡単に引き下がると、障害者団体の方々に対しても失礼だと思ふ。そうした実態やそれに対する対策について、提案団体やその周辺のところともう少し詰めていただくと非常にありがたい。また、知事会から計画の話が出たが、確かに必要的法律事項という考え方がベースにあるという話を聞いて気づくところがあった。計画策定は利害調整をすることが主眼である。計画というのは、先ほど話に出たように委員会の設置を必要とするなど重い手続であるという点を考慮していただき、既存の計画を法律等に基づく計画とみなすことを可能にするなどといった形で収まれば良いのではという印象を持っている。法律事項にも、都道府県に計画を策定させるという点での義務といったことを含んでいるということはあるかもしれないが、市民の権利義務の話とは違うようなところがある。そういった計画が様々な分野にわたって広くあるということを確認したので、そういったことについても考えてみたい。

(全国知事会) 計画で権利義務の調整をあらかじめするタイプのものもあるかもしれないが、多くはいわゆる基本計画というもの。つまり、その分野の長期構想である。基本法を定めて、基本計画を策定させるのはお決まりのパターンで、それが市町村や都道府県が定めるその分野の総合的な構想や計画になってくる。そして、その中の個別分野についての計画が個別法で義務になっているものも量として多い気がする。

(高橋部会長) 住民票の話については会計年度任用職員の話も言及してしまった。だが、この点については積極的に省庁との間で交渉してよいと受け止めてよいか。また、非重点だったので我々には認識はなかったが、39ページについて、相手方から回答がないという話があった。この点については、役所からまだ直接の御回答がないということか。

(全国町村会) 国から見てみれば、県がやっていないのは必要ないという形で解釈をしてほしいといった話だとは思う。だから詳細が分からないので回答は留保するという回答になっている。県と国の法律の解釈の違いで市町村が困っていることが結構あると思うので、そういった点を明確化するために通知や周知徹底を図っていただきたいというのが一番の肝だと思う。そうしたことで災害復旧工事などもなかなかできなくて困っているというお話だったので、法律の解釈の違いなのであれば、そこは統一的な見解を示していただきたい。

(高橋部会長) 管理番号117の直接補助の話については。

(全国町村会) これについても災害の関係で、市町村の事業であるにもかかわらず間接補助となっているので、県が認めてくれないと事業が進まないということは多々あると思う。であるから、これも直接補助にして、スムーズな形で市町村が事業を行えるようにしてほしいというもの。ほかの法律でもいろいろ直接補助はあるから、災害復旧の関係だから県の間接補助が当然だというような言い方はよくないと私は思っている。その辺をよろしくお願ひしたいと思う。

(高橋部会長) 重要な提案だと思うので、非重点ではあるが、しっかりと事務局にフォローしていただきたい。先ほど申し上げたとおり、本日頂いた御意見については、必要なことは事務局とともに検討し、更には親委員会にもお伝えしていきたい。